



西相制第一件3 号平成24年 1月17日

総務大臣 川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、平成24年4月1日より実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表 第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-1~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

	料金額	備	考	
イーサネットフレ ーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送 を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係	417,917 円		·
AIAEIME	るものに限ります。)			

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分			料金額	備	考
イーサ	LAN型通信網に	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	138,231 円		
ネット	より通信路の設定	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	187,096 円		
フレー	及び伝送を行う機	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	223,267 円		
ム伝送	能(都道府県の区域	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	252,837 円		
機能	における通信に係	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	278,852 円		
	るものに限りま	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	301,822 円		
	す。)	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,760 円		
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	342,175 円		
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	360,066 円		
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	376,942 円		
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	510,668 円		
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,865 円		
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	691,799 円		
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,562 円		_
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	826,217 円		
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	884,286 円		
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,785 円		
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>987,730 円</u>		
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,034,629 円		
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,406,630 円		
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,684,697 円		
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>1,916,557円</u>		
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,118,967 円		

料金表

第1表 接続料金 第1 網使用料

2 料金額

2-1~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

	区分	料金額	備	考
イーサネットフレ	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送	371,250 円		
ーム伝送機能	を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係			
	るものに限ります。)			

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分			料金額	備考
イーサ	LAN型通信網に	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	129,618円	
ネット	より通信路の設定	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	175,489 円	
フレー	及び伝送を行う機	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,464 円	
ム伝送	能(都道府県の区域	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	237,252 円	
機能	における通信に係	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	<u>261,710 円</u>	
	るものに限りま	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	283,313 円	
	す。)	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	303,013 円	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	321,284 円	
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	338,129 円	
		100Mbit/s の符合伝送が可能なもの	354,022 円	
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>480,116 円</u>	
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	573,853 円	
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	651,412 円	
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	718,502 円	
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	778,930 円	
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	834,124 円	
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	885,036 円	
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>932,616 円</u>	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	977,342 円	
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>1,333,712 円</u>	
		3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,602,052 円	
		4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>1,827,091 円</u>	
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>2,024,531 円</u>	

6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,300,559 円	
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,467,425 円	
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,621,598 円	
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,766,124 円	
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,903,033 円	

6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,462 円	
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,366,593 円	
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,518,828 円	
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,662,022 円	
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,798,079 円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分料金額				
	- 2			備考
イーサ	LAN型通信網に	10Mbit/s の符合伝送が可能なもの	<u>234,046 円</u>	
ネットフ	より通信路の設定	20Mbit/s の符合伝送が可能なもの	316,864 円	
レーム	及び伝送を行う機	30Mbit/s の符合伝送が可能なもの	<u>378,201 円</u>	
伝送機	能(単位料金区域に	40Mbit/s の符合伝送が可能なもの	<u>428,367 円</u>	
能	おける通信に係る	50Mbit/s の符合伝送が可能なもの	<u>472,519 円</u>	
	ものに限ります。)	60Mbit/s の符合伝送が可能なもの	<u>511,515 円</u>	
		70Mbit/s の符合伝送が可能なもの	547,075 円	
		80Mbit/s の符合伝送が可能なもの	580,056 円	
		90Mbit/s の符合伝送が可能なもの	610,460 円	
		100Mbit/s の符合伝送が可能なもの	639,145 円	
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	866,709円	
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,035,845 円	
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,175,765 円	
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,296,783 円	
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,405,770円	
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,505,306 円	
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,597,109円	
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,682,897 円	
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,763,530 円	
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,405,738 円	
		3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,888,985円	
		4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,294,040 円	
		5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,649,259 円	
		6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,969,248円	
		7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,264,320 円	
		8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,537,910 円	
		9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,795,174円	
		10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,039,549円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分			料金額	備考
イーサ	LAN型通信網によ	10Mbit/s の符合伝送が可能なもの	214,799 円	
ネット	り通信路の設定及び	20Mbit/s の符合伝送が可能なもの	290,824 円	
フレー	伝送を行う機能(単	30Mbit/s の符合伝送が可能なもの	347,137 円	
ム伝送	位料金区域における	40Mbit/s の符合伝送が可能なもの	393,200 円	
機能	通信に係るものに限	50Mbit/s の符合伝送が可能なもの	433,743 円	
	ります。)	60Mbit/s の符合伝送が可能なもの	469,555 円	
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	502,213 円	
		80Mbit/s の符合伝送が可能なもの	532,505 円	
		90Mbit/s の符合伝送が可能なもの	560,432 円	
		100Mbit/s の符合伝送が可能なもの	586,783 円	
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	795,878 円	
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	951,357円	
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,080,027 円	
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,191,350円	
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,291,634 円	
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,383,245 円	
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,467,760 円	
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,546,755 円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,621,019円	
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,213,058 円	
		3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,659,227 円	
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,033,643 円	
		5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,362,327 円	
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,658,683 円	
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>3,932,172円</u>	
		8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>4,185,949 円</u>	
		9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	<u>4,424,745 円</u>	
		10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,651,714円	

2-7~2-12 (略)

2-7~2-12 (略)

2 - 13 ルーティング伝送機能

	区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局	第5条(標準的な接続箇所)第1	一般収容局ル	2,178,393円	
ルータ接続ル	項の表中第8欄のうち一般収容局	ータにおける		
ーティング伝	ルータで接続し、IP通信網(専	1 IP通信網		
送機能	らIP電話の提供の用に供するも	収容装置ごと		
	のを除きます。)を利用した交換	に月額		
	及び伝送を行う機能(SIPサー			
	バと連携して提供するセッション			
	制御の機能を除き、LANインタ			
	フェースにより1Gbit/s の符号			
	伝送が可能なものに限ります。)			
(2) 一般中継局	第5条(標準的な接続箇所)第1	1ポートごと	6,541,667円	
ルータ接続ル	項の表中第7-2欄で接続し、I	に月額		
ーティング伝	P通信網(専らIP電話の提供の			
送機能	用に供するものを除きます。)を			
	利用した交換及び伝送を行う機能			
	(LANインタフェースにより10			
	Gbit/s の符号伝送が可能なもの			
	に限ります。)			
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機	IGSを経由して、IP通信網を	1 通信ごとに	0.92732円	
接続ルーティ	利用した交換及び伝送を行う機能			
ング伝送機能		1秒ごとに	0.024371円	

2 - 13 ルーティング伝送機能

	区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局	第5条(標準的な接続箇所)第1	一般収容局ル	1,926,143円	
ルータ接続ル	項の表中第8欄のうち一般収容局	ータにおける		
ーティング伝	ルータで接続し、IP通信網(専	1 IP通信網		
送機能	らIP電話の提供の用に供するも	収容装置ごと		
	のを除きます。)を利用した交換	に月額		
	及び伝送を行う機能(SIPサー			
	バと連携して提供するセッション			
	制御の機能を除き、LANインタ			
	フェースにより1Gbit/s の符号			
	伝送が可能なものに限ります。)			
(2) 一般中継局	第5条(標準的な接続箇所)第1	1ポートごと	4,708,333円	
ルータ接続ル	項の表中第7-2欄で接続し、I	に月額		
ーティング伝	P通信網 (専らIP電話の提供の			
送機能	用に供するものを除きます。)を			
	利用した交換及び伝送を行う機能			
	(LANインタフェースにより10			
	Gbit/s の符号伝送が可能なもの			
	に限ります。)			
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接	IGSを経由して、IP通信網を	1通信ごとに	<u>1.1068円</u>	
続ルーティン	利用した交換及び伝送を行う機能			
グ伝送機能		1秒ごとに	0.021174円	

附<u>則</u> この改正規定は、認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。